

第84期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時
（受付開始時間：午前9時30分）

開催
場所

名古屋市中村区平池町四丁目60番地12
グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階
大会議室406・407

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

電子提供措置のご案内

株主総会資料の電子提供制度に基づき、招集ご通知を簡素化してお届けしています。

招集ご通知の全文は、当社ウェブサイトに掲載しております。

なお、書面交付請求された株主様には、法令および当社定款の定めに従い、電子提供措置事項から一部を除いた書面を同封しております。

株式会社 meito

株 主 各 位

証券コード 2207
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地

株式会社 meito

代表取締役社長 三 矢 益 夫

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.meito-abc.co.jp/ir/>)



東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



株主総会ポータル® (三井住友信託銀行)

(<https://www.soukai-portal.net>)

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスし、議決権行使書用紙記載のID・初期パスワードをご入力ください。

QRコードは
議決権
行使書用紙に
ございます

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始時間:午前9時30分)
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階 大会議室406・407

※お土産およびお飲み物の提供はいたしておりませんのでご了承ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第84期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- 書面交付請求をされていない株主様には、お手元で株主総会議案をご確認いただけるよう電子提供措置事項のうち株主総会参考書類等もあわせてご送付しております。
- 書面交付請求された株主様にお送りする書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましては記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保する体制
 - ・業務の適正を確保する体制の運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

「事業報告書」WEB掲載のご案内

「事業報告書」につきましては、当社ウェブサイトにて公開させていただきます。
詳細は株主総会以降、当社ウェブサイトをご覧ください。

▶ URL : <https://www.meito-abc.co.jp/ir/>

IR情報→事業報告書
→「2026年3月期 報告書」



議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2026年6月25日(木) 午前10時(受付開始午前9時30分)



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



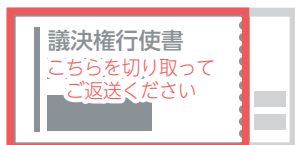
議決権を事前に行使される場合

議決権行使期限 2026年6月24日(水) 午後5時30分必着



書面

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下のように切り取ってご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等

株主総会ポータルURL
▶ <https://www.soukai-portal.net>
議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

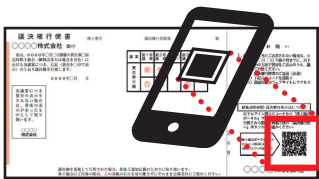
● 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月24日（水）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を継続して実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金1株につき20円を加えました当期の年間配当金は、前期に比べ20円増配の1株につき55円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額570,589,285円

(年間配当金は1株につき金55円 総額909,403,265円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	再任 <small>みつ や ます お</small> 三矢 益夫	代表取締役社長 グループ代表
2	再任 <small>い お てつ や</small> 井尾 哲也	取締役 営業本部長兼営業部長 食品事業担当
3	再任 <small>ない き ひろ ゆき</small> 内木 裕之	取締役 管理本部長兼総務部長
4	再任 <small>はら だ かず のり</small> 原田 和徳	取締役 化成品事業部長兼化成品営業部長 兼八王子工場長

候補者番号

1

みつ や ます お
三 矢 益 夫

(1959年9月3日生)

再任



所有する当社株式の数

18,146株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員
2013年6月 当社取締役
2018年6月 当社常務取締役
2020年4月 当社代表取締役・常務取締役
2020年6月 当社代表取締役社長
2024年6月 当社代表取締役社長 グループ代表（現任）

重要な兼職の状況

名糖アダムス株式会社 代表取締役副社長
株式会社エースペカリー 代表取締役社長
プリンスゴルフ株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

い お てつ や
井 尾 哲 也

(1965年11月29日生)

再任



所有する当社株式の数

4,487株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2020年6月 当社営業部長
2022年4月 当社営業本部副本部長兼営業部長
2022年6月 当社執行役員営業本部長兼営業部長
2023年6月 当社上席執行役員営業本部長兼営業部長
2024年6月 当社取締役営業本部長兼営業部長 食品事業担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社の販売部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ない

き

ひろ

ゆき

内 木 裕 之

(1964年5月5日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2017年6月 当社名古屋工場長
2018年6月 当社執行役員名古屋工場長
2018年8月 当社執行役員名古屋工場長兼瀬戸工場長
2019年6月 当社取締役名古屋工場長兼瀬戸工場長
2019年10月 当社取締役生産本部長兼瀬戸工場長
2020年6月 当社取締役生産本部長兼業務部長
2022年4月 当社取締役生産本部長兼業務部長兼食品開発部長
2023年5月 当社取締役生産本部長兼食品開発部長
2024年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長（現任）

所有する当社株式の数
8,409株

取締役候補者とした理由

当社の管理部門、生産部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

はら

だ

かず

のり

原 田 和 徳

(1968年9月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
2018年6月 当社東京研究所長
2020年8月 当社執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼東京研究所長
2023年6月 当社上席執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼東京研究所長
2024年6月 当社上席執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼八王子工場長
2025年6月 当社取締役化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼八王子工場長（現任）

所有する当社株式の数
3,537株

取締役候補者とした理由

当社の化成成品事業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、三矢益夫氏、井尾哲也氏、内木裕之氏および原田和徳氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち和波宏隆氏、宮博則氏および宮本正司氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

わ なみ ひろ たか
和 波 宏 隆

(1964年1月24日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社

2020年6月 当社総務部長

2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

取締役候補者とした理由

当社の管理部門、生産部門および営業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数

5,320株

候補者番号

2

みや もと しょう じ
宮 本 正 司

(1956年2月8日生)

再任 社外 独立



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年10月 監査法人伊東会計事務所入所

1989年3月 公認会計士登録

2005年7月 中央青山監査法人代表社員

2007年8月 あずさ監査法人代表社員

2010年9月 有限責任あずさ監査法人理事

2014年9月 同監査法人監事

2018年7月 宮本正司公認会計士事務所開所（現任）

2019年6月 アイカ工業株式会社社外監査役

2020年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）

当社社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1997年4月 弁護士登録
長谷川法律事務所入所
- 2006年11月 同法律事務所所長就任（現任）
- 2016年6月 公益社団法人被害者サポートセンターあいち理事就任（現任）
- 2023年7月 学校法人中京法律専門学校理事就任（現任）
- 2024年7月 公益社団法人愛知県看護協会外部監事就任（現任）
- 2026年5月 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会外部理事就任（現任）

重要な兼職の状況

- 公益社団法人被害者サポートセンターあいち理事
- 学校法人中京法律専門学校理事
- 公益社団法人愛知県看護協会外部監事
- 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会外部理事

所有する当社株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、専門的な知識・経験を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 宮本正司氏および長谷川桂子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は宮本正司氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、長谷川桂子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員とする予定であります。
 3. 当社は、和波宏隆氏および宮本正司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。また、長谷川桂子氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、和波宏隆氏および宮本正司氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、両氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。また、長谷川桂子氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 5. 宮本正司氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終了の時をもって6年となります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	地位	専門性および経験								
		経営・戦略	ESG・SDGs	財務・会計	人事・労務	コンプライアンス・リスク管理	マーケティング・営業	グローバル	研究・生産・物流	情報システム
三矢 益夫	代表取締役社長 グループ代表	●	●	●	●	●	●	●	●	
井尾 哲也	常務取締役 営業本部長 兼営業部長 食品事業担当	●	●			●	●	●		
内木 裕之	取締役 管理本部長 兼総務部長	●	●	●	●	●	●	●	●	
原田 和徳	取締役 化成品事業部長 兼化成品営業部長 兼八王子工場長	●	●			●	●	●	●	
和波 宏隆	取締役 常勤監査等委員	●	●		●	●	●		●	
宮本 正司	社外取締役 監査等委員	●	●	●		●		●		●
山本 光子	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●	●			
長谷川桂子	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●			●	

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項


(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響から一部の製造業に足踏みが見られたものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価動向や海外情勢の不確実性などが景気を下押しするリスクとなり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品業界におきましては、原材料価格の高止まりに加え、円安の進行に伴う輸入コストの上昇や、人件費・物流費の増加が続くなど、企業にとって厳しい経営環境となりました。消費者の節約志向が一段と強まるなか、度重なる価格改定や実質値上げが実施され、需要動向への的確な対応が求められました。

こうした情勢のもと当社グループは、中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」に基づき、食品事業では中核ブランドの市場浸透と商品価値の訴求を、化成品事業では高付加価値商品のグローバル展開を推進し、収益性の向上と事業基盤の強化に努めてまいりました。

■連結経営成績

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
29,106百万円	1,230百万円	2,913百万円	3,067百万円
前連結会計年度比 3.7%増 	前連結会計年度比 12.5%減 	前連結会計年度比 9.0%増 	前連結会計年度比 35.0%減 

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べて3.7%増の29,106百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の増加や商品の内容量変更・価格改定により売上原価率が改善したものの、商号変更を記念したCM等のキャンペーン実施による一時的な費用の発生や、これまで高騰していた主原料であるカカオ豆などの相場が急激に下落したことに伴い、棚卸資産の評価損を計上したことなどから、前連結会計年度と比べて12.5%減の1,230百万円となりました。一方、経常利益は、受取配当金や投資有価証券売却益が増加したことなどにより、前連結会計年度と比べて9.0%増の2,913百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益に投資有価証券売却益1,449百万円などを計上しました結果、前連結会計年度と比べて35.0%減の3,067百万円となりました。なお、前連結会計年度は、特別利益に投資有価証券売却益3,363百万円などを計上しておりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食品事業

Food Business

▶ 売上高 **25,166**百万円
(前連結会計年度比) **3.1%**増

▶ セグメント利益 **1,739**百万円
(前連結会計年度比) **17.8%**増

各部門の売上高

(百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	前連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	対前連結 会計年度 増減率	対前連結 会計年度 増減額
菓 子	18,949	18,805	0.8%	144
粉 末 飲 料	3,245	2,864	13.3%	381
冷 菓	2,319	2,308	0.5%	11
その他食品	651	427	52.4%	224
食品事業計	25,166	24,405	3.1%	760

主力の菓子部門につきましては、前連結会計年度を上回る売上となりました。

菓子部門のうち、チョコレート類では、受託商品の売上が減少した一方、自社商品にて内容量の多い「パーティーパック」や「ぷくぷくたい」などの販売が増加し、前連結会計年度と同水準の売上を維持しました。キャンディ類については、自社商品・受託商品ともに販売が伸び悩み、売上は減少しました。そのほか、連結子会社では、株式会社エースベーカリーは、「凍らせて食べるシャーベット」シリーズを中心としたゼリー類の販売が引き続き好調に推移し増収となりました。また、株式会社おいもやも芋菓子の販売が増え、増収を確保しました。

次に、粉末飲料部門につきましては、一部商品の内容量変更や価格改定の実施に加え、人気キャラクター「ムーミン」とのコラボによるプレゼントキャンペーンなど、各種販売促進活動を展開いたしました。こうした取り組みに加え、ココア類などの売上が拡大し増収となりました。

また、冷菓部門につきましては、若干ではありますが、増収を確保しました。

その他につきましては、新たに連結子会社が1社加わったこともあり増収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比3.1%増の25,166百万円となりました。セグメント利益につきましては、期末にて棚卸資産の評価損を計上しましたが、過年度より数回にわたって実施した商品の内容量変更・価格改定の効果などにより売上原価率が改善し、前連結会計年度比17.8%増の1,739百万円となりました。

化成品事業

Fine Chemicals Business

▶ 売上高 **3,546**百万円
(前連結会計年度比) **4.6%**増

▶ セグメント利益 **808**百万円
(前連結会計年度比) **3.5%**減

各部門の売上高

(百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	前連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	対前連結 会計年度 増減率	対前連結 会計年度 増減額
酵 素	2,057	1,873	9.9%	184
薬 品	1,278	1,316	△2.9%	△38
その他化成品	210	199	5.6%	11
化成品事業計	3,546	3,389	4.6%	157

酵素部門につきましては、海外市場を中心に事業を推進しており、海外企業との競争が一段と激しさを増すなか、積極的な営業活動を展開してまいりました。その結果、チーズ用凝乳酵素「レンネット」は海外市場にて売上が大きく伸びて増収となり、脂肪分解酵素「リパーゼ」は前連結会計年度並みの売上となりました。

また、薬品部門につきましては、医療機器原料等にて使用される「デキストラン硫酸」が売上を落とし減収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比4.6%増の3,546百万円となりました。セグメント利益につきましては、売上原価率の上昇などにより、前連結会計年度比3.5%減の808百万円となりました。

不動産事業

Real Estate Business

▶ 売上高 **393**百万円
(前連結会計年度比) **42.3%**増

▶ セグメント利益 **198**百万円
(前連結会計年度比) **110.3%**増

不動産事業につきましては、2025年9月に取得した土地の賃貸収入が加わることにより、売上高は前連結会計年度比42.3%増の393百万円となり、セグメント利益は前連結会計年度比110.3%増の198百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は11,799百万円で、主なものは不動産事業における賃貸用土地の取得などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、設備投資および運転資金などを目的として長期借入金7,695百万円、短期借入金945百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

【中期経営計画の概要】

当社グループは、3ヵ年計画である中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」を推進しております。2024年度よりスタートした本計画は、最終年度を迎えております。スローガンには「Challenge for the future 未来を創造する挑戦」を掲げ、「持続的な成長に資するバックキャスト思考」「事業ポートフォリオの最適化に向けた戦略の推進」「人的資本、資本コスト・株価を意識した経営の強化」の3つをコンセプトとしております。これらのコンセプトのもと、「販売戦略」「生産戦略」「組織・人事戦略」「財務戦略」の4つの成長戦略を着実に推進しております。

<経営目標(経営指標)>

連結売上高 300億円	連結営業利益 18億円	連結経常利益 30億円	ROE 5.0%以上	PBR 1.0倍
-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	--------------------

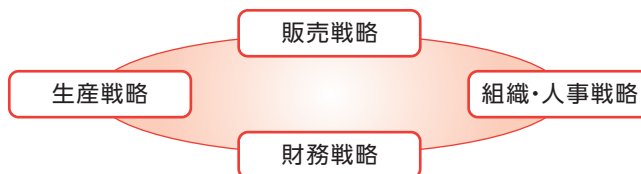
スローガン

Challenge for the future 未来を創造する挑戦

コンセプト

- ・ 持続的な成長に資するバックキャスト思考(*1)
- ・ 事業ポートフォリオ(*2)の最適化に向けた戦略の推進
- ・ 人的資本、資本コスト・株価を意識した経営の強化

成長戦略



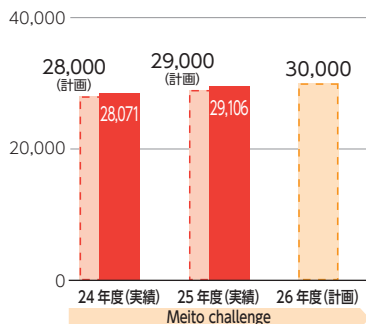
*1 未来の目標から逆算してステップを計画する思考方法

*2 企業の事業の構成やバランスを一覧化したもの

【2025年度における進捗状況】

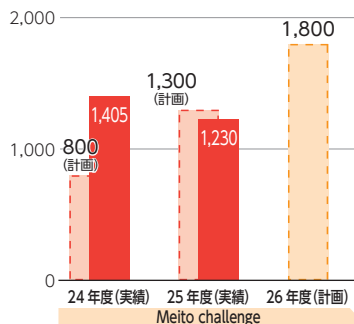
連結売上高

単位：百万円



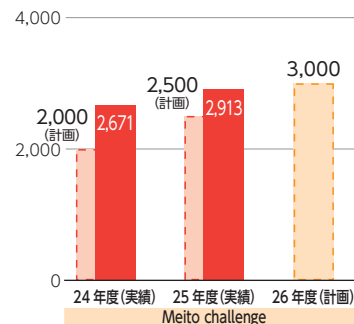
連結営業利益

単位：百万円



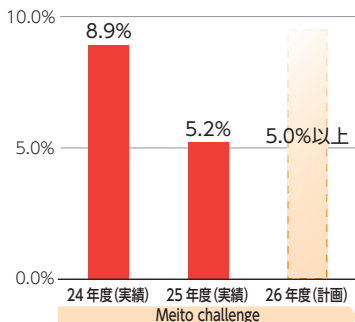
連結経常利益

単位：百万円



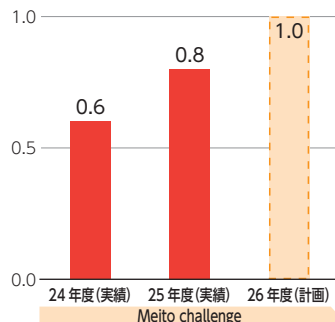
ROE

単位：%



PBR

単位：倍



中期経営計画2年目にあたる2026年3月期は、売上高291億円、営業利益12億円、経常利益29億円、ROE5.2%、PBR0.8倍で着地し、売上高・利益ともに概ね計画に沿って推移いたしました。

食品事業におきましては、中核ブランドの認知度向上と売上拡大を目的に、積極的なプロモーションを展開しております。2025年2月に迎えた創立80周年を機に、9月1日付で社名を「名糖産業株式会社」から「株式会社meito」へ変更し、新社名ならびにブランド認知度の向上に取り組んでおります。主な取り組みとして、企業CMの全国放映に加え、WEB広告、都市部でのシティスケープや交通広告など、多様な企業コマースを展開いたしました。また、「アルファベットチョコレート」の新たな魅力を発信する体験型ポップアップイベントを全国4都市で開催するなど、企業ブランドおよびアルファベットチョコレートブランドの強化に取り組んでおります。

化成品事業におきましては、高付加価値製品の特性を活かした世界市場におけるプロモーション強化や、新規用途開発を通じた新たな顧客の獲得を図っております。また、需要拡大に対応するため、生産能力の増強に向けた新規設備の導入などを積極的に進め、収益基盤の強化に取り組んでおります。

■企業コマーシャル



■ポップアップイベント



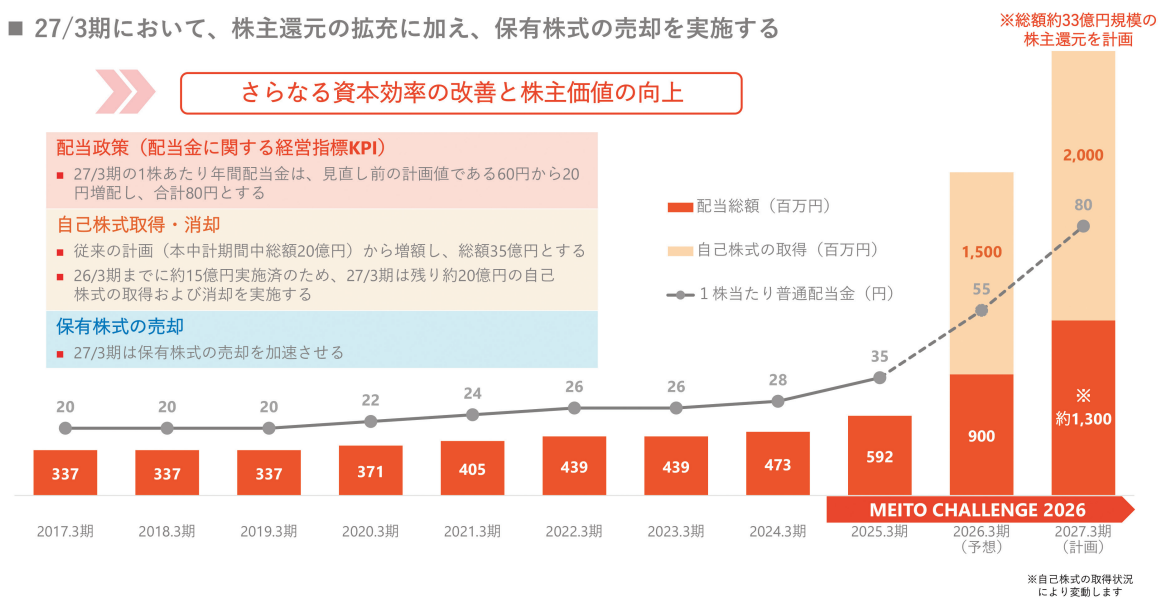
【財務戦略について】

当社は、本中期経営計画において、「収益力の向上と資本効率の改善」および「継続的かつ安定的な株主還元」を重点施策として掲げ、資本コストや株価を意識した経営の強化に取り組んでおります。また、経営目標として、2027年3月期にROE 5%以上およびPBR 1倍を掲げておりますが、本中期経営計画の最終年度を控えた足元では、ROE 5.2%、PBR 0.8倍で推移しております。今般、さらなる資本効率の改善および株主価値の向上を図るため、財務戦略の見直しを公表しております。

2027年3月期において、株主還元の拡充に加え、保有株式の売却を実施

本中期経営計画の【財務戦略】に基づく取り組みの見直し

- 27/3期において、株主還元の拡充に加え、保有株式の売却を実施する



本中期経営計画における配当金に関する経営指標について、2027年3月期の1株当たり年間配当金は、見直し前の計画値である60円から20円増配し、合計80円に修正いたします。また、自己株式の取得および消却については、本中期経営計画期間中に総額20億円を実施予定としておりましたが、今回の見直しに伴い15億円を増額し、総額35億円に変更いたします。なお、2026年3月期までに総額約15億円の自己株式の取得を実施済みであることから、2027年3月期に残る約20億円について、取得および消却を実施する予定です。さらに、保有株式については、資本効率向上および資産の有効活用の観点から、縮減の取り組みを一段と強化し、2027年3月期においては売却を加速してまいります。

次期中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2029」財務方針

次期中期経営計画（2028年3月期～2030年3月期）においては、資本コストや株価を意識した経営を一層推進し、資産活用を通じた成長投資および株主還元を拡大することで、ROEの継続的な向上とPBRのさらなる改善を目指し、持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

次期中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2029」財務方針について

MEITO CHALLENGE 2029 財務方針

資本コストや株価を意識した経営を一層推進し、
資産活用を通じた成長投資および株主還元を拡大することで、
ROEの継続的な向上とPBRのさらなる改善を図り、持続的な企業価値向上を目指す

～企業価値向上に向けた3つの重点施策～

保有株式の売却によるキャッシュの創出

保有株式の売却を通じて資金を創出し、
成長投資および株主還元の原資として活用する

総額200億円を超える戦略的な大型成長投資の計画

中長期的な成長を支える大型投資および事業基盤強化を進め、
競争力の強化と将来の収益基盤の拡大につなげる

総額100億円を超える株主還元の拡大

次期中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2029」期間中は累進配当を継続し、
自己株式の取得および消却を機動的に実施することで、資本効率および株主価値
の向上を一層推進する

今後も、資本コストや株価を意識した経営を一層推進し、企業価値および株主価値の継続的な向上を目指してまいります。

※中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」の概要や取り組み詳細につきましては、当社ウェブサイト「2026年3月期 決算説明資料」をご覧ください。

<https://www.meito-abc.co.jp/ir/>

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 81 期 (2023年 3 月期)	第 82 期 (2024年 3 月期)	第 83 期 (2025年 3 月期)	第 84 期 (2026年 3 月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	22,727	24,392	28,071	29,106
経常利益 (百万円)	1,132	1,430	2,671	2,913
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	700	△703	4,719	3,067
1 株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	41.47	△41.59	278.83	183.21
総 資 産 (百万円)	70,276	82,247	83,325	100,319
純 資 産 (百万円)	44,637	51,068	54,912	62,164

(注) 第83期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第82期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エースベーカー	40,000千円	100.00%	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000千円	100.00%	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000千円	100.00%	ゴルフ場経営
株式会社ピーシーエス	10,000千円	100.00%	ソフトウェアの開発販売
株式会社おいもや	7,000千円	100.00%	食品の販売
株式会社平松商店	7,000千円	100.00%	食品の製造販売

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000千円	50.00%	食品の製造

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、粉末飲料、ゼリー、アイスクリーム、バウムクーヘン、芋菓子、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、香料（食品添加物）、デキストラン鉄（動物薬）、混合飼料
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場

- ① 当社
- 本社 名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
- 支店 東京支店（東京都千代田区）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
- 営業所 化成品営業部（東京都立川市）
- 工場 瀬戸工場（愛知県瀬戸市）、名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

② 子会社

株式会社エースペーカリー（愛知県小牧市）

名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）

プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）

株式会社ピーシーエス（名古屋市中村区）

株式会社おいもや（静岡県掛川市）

株式会社平松商店（静岡県掛川市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
639名	12名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員256名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,931 百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,087 百万円
株式会社大垣共立銀行	2,815 百万円
株式会社あいち銀行	387 百万円
株式会社福岡銀行	220 百万円
株式会社三井住友銀行	183 百万円
株式会社日本政策金融公庫	147 百万円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,651,708株 (自己株式349,157株を含む)
 (3) 株主数 28,511名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
興 和 株 式 会 社	1,560 千株	9.57 %
m e i t o 取 引 先 持 株 会	1,385 千株	8.49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	756 千株	4.64 %
高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社	753 千株	4.61 %
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	453 千株	2.77 %
サンシャインD号投資事業組合	329 千株	2.01 %
大 和 産 業 株 式 会 社	319 千株	1.96 %
サンシャインG号投資事業組合	302 千株	1.85 %
不 二 製 油 株 式 会 社	300 千株	1.84 %
サンシャインE号投資事業組合	268 千株	1.64 %

(注) 当社は、自己株式349,157株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	2,892株	5名

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得
2025年10月14日開催の取締役会議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。
- | | | |
|----------------|------|-------------------------------|
| 取得した株式の種類および総数 | 普通株式 | 637,600株 |
| 取得価額の総額 | | 1,499百万円 |
| 取得した期間 | | 2025年10月30日から
2026年1月13日まで |
- ② 自己株式の消却
2025年10月14日開催の取締役会議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。
- | | | |
|----------------|------|-------------|
| 消却した株式の種類および総数 | 普通株式 | 637,600株 |
| 消却後の発行済株式の総数 | | 16,651,708株 |
| 消却した日 | | 2026年2月27日 |

(注) 当社は2026年5月14日開催の取締役会において、自己株式取得の決議を行い、2026年5月15日から2027年3月24日までの取得期間において、自己株式の取得を実施いたします。取得し得る株式の総数は800,000株（上限）、取得価額は2,000百万円（上限）です。また、取得した自己株式のすべてについて、2027年3月31日付で消却することを同取締役会においてあわせて決議いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長		三	矢 益 夫	グループ代表 名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースペーカーリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
常務取締役		山	崎 潔	社長補佐 管理・関係会社担当
取締役		内	木 裕 之	管理本部長兼総務部長
取締役		井	尾 哲 也	営業本部長兼営業部長 食品事業担当
取締役		原	田 和 徳	化成品事業部長兼化成品営業部長兼八王子工場長
取締役（常勤監査等委員）		和	波 宏 隆	
取締役（監査等委員）		宮	博 則	弁護士
取締役（監査等委員）		宮	本 正 司	公認会計士 アイカ工業株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）		山	本 光 子	パーソルテンプスタッフ株式会社常勤相談役 中央発條株式会社社外取締役 アイカ工業株式会社社外取締役（監査等委員） 学校法人名城大学社外監事 竹田 i Pホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宮 博則氏、宮本正司氏および山本光子氏は社外取締役であり、当社は各氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集や重要な会議への出席、会計監査人および内部監査室との十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、和波宏隆氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役三矢益夫氏、山崎潔氏、内木裕之氏、井尾哲也氏、原田和徳氏、和波宏隆氏、宮博則氏、宮本正司氏および山本光子氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての取締役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。なお、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を促進し、優秀な人材を獲得・保持することを重視し、取締役の個人別の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には毎年の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬としての固定報酬のみを支払うこととする。

なお、個人別の報酬額等の決定については、代表取締役が基本方針に基づき案を策定し、取締役会の諮問に応じ指名・報酬委員会の審議、答申を経て取締役会で決議するものとする。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議で決定するものとする。

イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

1.基本報酬（金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬を固定報酬と賞与に配分し、当社の収益状況や各取締役の業績、役位、職責、在任年数に応じて、外部機関の調査データや従業員の年収の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。固定報酬と賞与の割合については、世間相場や従業員の給与と賞与の割合を考慮し決定するものとする。

監査等委員である取締役に対しては、基本報酬としての固定報酬のみを支給するものとする。固定報酬は毎月、賞与は6月と12月に支給するものとする。

2.株式報酬（非金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が企業価値の持続的な向上を図り、株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を割り当て、数は役位ごとに設定し、一定時期に支給するものとする。

ウ. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、外部機関の調査データや当社と関連する業種・業態の企業の水準等を踏まえ、決定するものとする。

エ. 最近事業年度の報酬の決定プロセス

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2025年6月26日開催の取締役会で決定いたしました。当該取締役会では各取締役の報酬等の金額は当社の収益状況や各取締役の業績などから相当であり、基本方針に沿うものであると判断いたしました。

また、監査等委員である取締役の報酬は、2025年6月26日に監査等委員である取締役の協議で決定いたしました。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額は、2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。上記報酬等のほか、2022年6月28日開催の第80期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（監査等委員である取締役を除く。）です。

監査等委員である取締役については、2023年6月27日開催の第81期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	81	75	—	5	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	29 (16)	29 (16)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として取締役 (監査等委員を除く。) に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
アイカ工業株式会社、パーソルテンプスタッフ株式会社、中央発條株式会社、学校法人名城大学、竹田 i P ホールディングス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
ア. 取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	宮 博 則	当事業年度開催の取締役会8回、監査等委員会10回および指名報酬委員会5回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	宮 本 正 司	当事業年度開催の取締役会8回、監査等委員会10回および指名報酬委員会5回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	山 本 光 子	当事業年度開催の取締役会8回、監査等委員会10回および指名報酬委員会5回の全てに出席し、主に企業経営の豊富な経験、見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

宮博則氏は主に弁護士、宮本正司氏は主に公認会計士としての専門的見地より、また山本光子氏は企業経営の豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っており、また監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。さらに宮博則氏は取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、宮本正司氏、山本光子氏は同委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に寄与しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 37,043千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,543千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式売出しに係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を継続して実施する方針であります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	16,071	流動負債	9,376
現金及び預金	3,575	支払手形及び買掛金	2,304
受取手形	36	短期借入金	1,850
売掛金	5,432	1年内返済予定の長期借入金	1,383
有価証券	99	未払金	793
商品及び製品	2,528	未払費用	2,716
仕掛品	762	未払法人税等	93
原材料及び貯蔵品	2,650	その他	235
その他	995	固定負債	28,778
貸倒引当金	△8	長期借入金	14,454
固定資産	84,247	繰延税金負債	11,485
有形固定資産	30,088	役員退職慰労引当金	47
建物及び構築物	9,187	退職給付に係る負債	2,283
機械装置及び運搬具	5,739	その他	506
工具、器具及び備品	329	負 債 合 計	38,155
土地	11,432	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	3,400	株主資本	33,659
無形固定資産	1,892	資本金	1,335
商標権	1,357	資本剰余金	98
のれん	413	利益剰余金	32,991
その他	121	自己株式	△766
投資その他の資産	52,267	その他の包括利益累計額	28,505
投資有価証券	51,733	その他有価証券評価差額金	28,359
長期貸付金	11	退職給付に係る調整累計額	145
繰延税金資産	16		
その他	563	純 資 産 合 計	62,164
貸倒引当金	△57	負債・純資産合計	100,319
資 産 合 計	100,319		

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		29,106
売上原価		20,637
売上総利益		8,468
販売費及び一般管理費		7,238
営業利益		1,230
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,412	
投資有価証券売却益	388	
持分法による投資利益	54	
その他	100	1,956
営業外費用		
支払利息	124	
固定資産除売却損	91	
支払手数料	39	
その他	18	274
経常利益		2,913
特別利益		
投資有価証券売却益	1,449	
固定資産撤去費用引当金戻入益	4	1,454
特別損失		
80周年記念事業費	97	
投資有価証券評価損	8	105
税金等調整前当期純利益		4,262
法人税、住民税及び事業税	880	
法人税等調整額	313	1,194
当期純利益		3,067
親会社株主に帰属する当期純利益		3,067

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	13,236	流動負債	6,051
現金及び預金	2,107	支払手形	13
受取手形	29	買掛金	1,312
売掛金	4,547	1年内返済予定の長期借入金	1,342
有価証券	99	未払金	686
商品及び製品	2,189	未払費用	2,453
仕掛品	746	未払法人税等	51
原材料及び貯蔵品	2,380	その他	192
その他	1,146	固定負債	26,228
貸倒引当金	△9	長期借入金	12,622
固定資産	79,195	繰延税金負債	10,872
有形固定資産	25,114	退職給付引当金	2,294
建物	8,116	その他	440
構築物	725	負債合計	32,279
機械及び装置	4,499	(純資産の部)	
車両運搬具	10	株主資本	31,962
工具、器具及び備品	301	資本金	1,335
土地	9,983	資本剰余金	98
建設仮勘定	1,477	資本準備金	98
無形固定資産	123	利益剰余金	31,295
投資その他の資産	53,957	利益準備金	328
投資有価証券	50,442	その他利益剰余金	30,967
関係会社株式	3,039	配当準備積立金	720
長期貸付金	36	固定資産圧縮積立金	1,572
その他	493	別途積立金	24,700
貸倒引当金	△54	繰越利益剰余金	3,974
		自己株式	△766
		評価・換算差額等	28,190
		その他有価証券評価差額金	28,190
		純資産合計	60,152
資産合計	92,432	負債・純資産合計	92,432

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		20,810
売上原価		14,920
売上総利益		5,890
販売費及び一般管理費		4,816
営業利益		1,073
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,418	
投資有価証券売却益	382	
その他	79	1,879
営業外費用		
支払利息	118	
支払手数料	30	
固定資産除売却損	88	
その他	17	255
経常利益		2,698
特別利益		
投資有価証券売却益	1,449	
固定資産撤去費用引当金戻入益	4	1,454
特別損失		
80周年記念事業費	93	93
税引前当期純利益		4,059
法人税、住民税及び事業税	768	
法人税等調整額	289	1,057
当期純利益		3,001

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社meito
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社meitoの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社meito及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び連結子会社の有形固定資産の減価償却方法については、従来、「運搬具」及び「工具、器具及び備品」は定率法を採用し、「機械装置」は一部の連結子会社において定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社meito
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社meitoの2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社の有形固定資産の減価償却方法については、従来、「車両運搬具」及び「工具、器具及び備品」は定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社meito 監査等委員会

常勤監査等委員	和 波 宏 隆	㊟
監 査 等 委 員	宮 博 則	㊟
監 査 等 委 員	宮 本 正 司	㊟
監 査 等 委 員	山 本 光 子	㊟

(注) 監査等委員 宮博則、宮本正司および山本光子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内



会 場 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 4階 大会議室406・407
交通機関 あおなみ線ささしまライブ駅より会場まで徒歩で約3分

- 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声掛けください。
- 車椅子でご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。来場の際には、スタッフがご案内いたします。

